

関心事（2011年7月）

1. 食品添加物の新規指定

7月19日、4品目の香料が新規に指定され、420品目になりました。

- ・ピラジン
- ・1-ペンテン-3-オール
- ・3-メチル-2-ブテナール
- ・3-メチル-2-ブテノールを

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T110719I0010.pdf>

WTO 通報を終え指定待ちの品目はありません。

WTO 通報中は2品目（いずれも香料）です。

2. 食品添加物の国際調和

- ・サッカリンカルシウム：内閣府食品安全委員会からパブコメの募集が行われています。
- ・カルミン：7月26日の内閣府食品安全委員会添加物専門調査会で審議されましたが時間切れで継続審議とされました。

3. 生肉の規格基準、表示基準

7月22日、消費者庁から生食用食肉の表示事項について、パブコメの募集が行われました。

7月28日、厚生労働省が生肉に規格基準を設けること、並びに表示基準を定めることが WTO 通報されました。（期間：30日間）

4. 食品の放射能問題

福島第一原発事故から140日が過ぎました。稲わらによる牛肉の汚染問題が深刻な拡大をしています。さらに、魚介類の汚染の拡大を懸念します。

1) 規制（暫定規制）

厚生労働省食品安全部の「食品中の放射性物質に関する暫定規制値の取扱い等について」は、変更はありません。

2) 出荷制限（8月2日 現在）

（2ページに掲載）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001l663-att/2r9852000001l6dq.pdf>

3) 検査結果（8月2日 現在）厚労省 第147報

（3ページに掲載）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001l663-att/2r9852000001l6d7.pdf>

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(8月2日 現在)

		福島県	
		出荷制限	摂取制限
	原乳	3/21～:(3市14町9村 ^{※1})	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～:(2市7町3村 ^{※2}) (ホウレンソウ、カキナは3/21～)	3/23～:(2市7町3村 ^{※2})
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		—
	原木しいたけ (露地)	4/13～:(4市7町3村 ^{※3}) 4/18～:(福島市) 4/25～:(本宮市)	4/13～:(飯館村)
	原木しいたけ (施設栽培)	7/19～:(伊達市、本宮市) 7/22～:(新地町)	—
	たけのこ	5/9～:(2市1町 ^{※4}) 5/13～:(2市2町1村 ^{※5})	—
	くさそてつ(ごごみ)	5/9～:(福島市、桑折町)	—
ウメ	6/2～:(福島市、伊達市、桑折町) 6/6～:(相馬市、南相馬市)	—	
水産物	イカナゴの稚魚	4/20～:(全域)	4/20～:(全域)
	ヤマメ(養殖を除く。)	6/6～:(秋元湖、権原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))及び真野川 6/17～:(真野川(支流を含む。))	—
	ウグイ	6/17～:(真野川(支流を含む。)) 6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))	—
	アユ(養殖を除く。)	6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))	—
肉	牛肉 ^{※6}	7/19～:(全域)	—
		茨城県	
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～:(全域)	—
		栃木県	
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 ^{※6}	8/2～:(全域)	—
その他	茶	6/2～:(鹿沼市、大田原市) 7/8～:(栃木市)	—
		千葉県	
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～:(野田市、成田市、八街市、富里市、山武市、大網白里町) 7/4～:(勝浦市)	—
		神奈川県	
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～:(南足柄市、小田原市、愛川町、真鶴町、湯河原町、清川村) 6/23～:(相模原市、松田町、山北町) 6/27～:(中井町)	—
		群馬県	
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/30～:(渋川市、桐生市)	—
		宮城県	
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 ^{※6}	7/28～:(全域)	—
		岩手県	
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 ^{※6}	8/1～:(全域)	—

※1 会津若松市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、桑折町、川俣町(山木屋の区域に限る。)、天栄村、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楢葉町、富岡町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村

※3 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※4 伊達市、相馬市、三春町

※5 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村

※6 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

食品中の放射性物質検査の結果について(概略)

食品安全部検査センター
平成23年8月2日(9:00)時点の調査結果

産地	食品群	検査件数 (件数)	本日分 超過件数 (件数)	規制値 超過件数 (件数)	本日分 超過品目
福島県	乳	337	5	18	原乳18件
	野菜類	2753	36	225	たけのこ55件、ほろりんそろ99件、原木しいたけ(露地)38件、ブロッコリー21件、ウメ11件、アブラナ6件、小松菜6件、垂れ菜5件、キヌンド5件、徳島菜5件、アヲナ4件、紅蓮菜4件、みずな3件、(さそくてつ)こま3件、あさ3件、原木しいたけ(露地)3件、花わかび2件、ピタパタ2件、山東菜2件、セリ2件、ちちれ菜1件、ワカイ1件、ヒジキ1件、ヒコ1件、イモ1件
	肉	456	6	31	牛肉31件
	卵	50			
	水産物	575		70	アヲナ16件、ヤマアヲナ7件、イカダコノ稚魚6件、シラズ4件、ホウキ貝4件、キチムラサキ4件、ウナ1件、シロメノシラメ3件、ワカサギ2件、エビイナイナ2件、ムツシメ1件、ヒラメ1件、ウチウチ1件、イソカ1件、アサギ1件、ホシメコ1件
茨城県	その他	68	47	3	生茶葉1件、小麦1件、なたね11件
	小計	4239	71	947	
	乳・乳製品	536		5	原乳5件
	野菜類	43	4	38	ほろりんそろ299件、アセリ1件、水菜・サニーワグスを1件
	肉	5			
	水産物	273		5	イカダコノ稚魚3件
	その他	126		13	ほろりんそろ99件、垂れ菜2件
	小計	1054		61	
	乳・乳製品	32		11	ほろりんそろ99件、垂れ菜2件
	野菜類	269		1	牛肉4件
肉	1		4		
水産物	17				
その他	28		4	生茶葉2件、煎茶2件	
小計	385		19		
乳・乳製品	67		3	ほろりんそろ22件、かぼた1件	
野菜類	461		3		
肉	50		2		
卵	1				
水産物	8		2	生茶葉1件、煎茶1件	
その他	18		2		
小計	839		2		
乳	35				
野菜類	217				
肉	4				
水産物	2				
その他	70				
小計	328				
乳・乳製品	28		8	響菊6件、アセリ、ほろりんそろ22件、ちんげんさい、セリ、サンチュ各1件	
野菜類	427		11		
肉	7				
水産物	2				
その他	180		3	生茶葉6件、煎茶2件、煎茶1件	
小計	672		11		
乳	4				
野菜類	112		1	小松菜1件	
水産物	6				
その他	26		3	煎茶2件、生茶葉1件	
小計	148		4		
乳	39				
野菜類	112				
肉	8				
水産物	50				
その他	36		2	煎茶10件、生茶葉6件	
小計	248		18		
乳	36				
野菜類	548		4		
肉	73		4		
卵	7				
水産物	9				
その他	10				
小計	883		8		

※1 表14欄(出荷公差資料)中の埼玉県産牛肉同一個体の牛肉を検査した結果、暫定規制値を超えたため、再検査した。

産地	食品群	検査件数 (件数)	本日分 超過件数 (件数)	規制値 超過件数 (件数)	本日分 超過品目
長野県	乳・乳製品	14			
	野菜類	114			
	肉	3			
	水産物	3			
	その他	9			
	小計	143			
	乳・乳製品	35			
	野菜類	139			
	肉	191		18	牛肉26件(4件)
	卵	1			
水産物	44				
その他	10				
小計	449		18	28	4
乳	6				
野菜類	95		1		
水産物	312		66	2	牛肉2件
その他	1				
小計	418		67	2	
乳	3				
野菜類	9		7		
肉	61				
水産物	4				
その他	142		7	7	煎茶7件
小計	219				
乳	6				
野菜類	15				
肉	3				
水産物	3				
その他	14				
小計	31				
乳	11				
野菜類	2				
水産物	3				
その他	19				
小計	32				
乳	16				
野菜類	24		1	7	牛肉17件(1件)
肉	6		2		
水産物	80		3	7	1
小計	6		1	1	牛肉1件
乳	1				
野菜類	53				
肉	54				
水産物	0				
その他	10				
小計	26				
肉	28				
小計	2				
野菜類	15				
水産物	3				
その他	6				
小計	27				
野菜類	19				
水産物	20				
小計	2				
野菜類	2				
小計	1				
野菜類	1				
小計	2				
その他	2				
乳・乳製品	2				
小計	4				
小計	9819		174	515	8

本日分超過件数は0内で再掲

● 暫定規制値を超える放射性物質が検出された品目

ア：野菜類

たけのこ、ほうれんそう、原木しいたけ（露地栽培、施設栽培）、ブロッコリー、ウメ、アブラナ、小松菜、茎立菜、キャベツ、信夫冬菜、アラメ、紅葉苔、みずな、サニーレタス、くさそてつ、かぶ、花わさび、ビタミンナ、山東菜、セリ、パセリ、春菊、かきな、ちじれ菜、ちんげんさい、セルリー、サンチュ、ビワ、イチジク

イ：乳製品

原乳

ウ：肉等

牛肉

エ：水産物

アユ、ヤマメ、アイナメ、イカナゴ稚魚、シラス、ホッキガイ、キタムラサキウニ、ウグイ、シロメバル、ワカサギ、エゾイソアイナメ、ムラサキイガイ、ウニ、、イワナ、イシガレイ、ムクズガニ、コモンカスベ、ババカレイ、ヒラメ、ウスメバル、ホンモロコ、ワカメ、ヒジキ

オ：その他

生茶葉、荒茶、製茶、小麦、なたね

4) 海外における日本製品の規制

各国の輸入検査については、農林水産省のホームページに紹介されています。
最新情報は、8月3日です。（但し、輸出に当たっては直接確認して下さい。）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kensa_0803.pdf

農林水産物の輸出に関する証明書の発行についても、農林水産省のホームページに掲載されています。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html

また、諸外国向け水産物の輸出証明の窓口も掲載されています。（8月3日 現在）

http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/pdf/madoguchi_110803.pdf

5) WHO が発信する情報（日本における地震と津波）

WHO西太平洋地域事務局は、Situation Reportと日本語訳（仮訳）を出し、詳しく日本の状況を報告しています。「WHO SITREP No.35」は、7月6日時点の報告です。

http://www.who.or.jp/index_files/WHOSITREP_No35_6July_JPmerged_FINAL.pdf

5. 食品表示の一元化

昨年（2010年）3月30日に閣議決定され、本年7月に消費者庁食品表示課法令係長の任用が公募され、平成24年度（2012年度）中に公表されると思われます。

<http://www.caa.go.jp/soshiki/saiyou/pdf/110719saiyo001.pdf>

6. 栄養成分の表示

2010年12月20日より、消費者庁において、「栄養成分表示検討会」が開催され、表示の優先度が高い栄養成分、表示の実効性の確保の検討がなされ、7月20日の第8回検討会で報告書の取りまとめが行われました。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin672.pdf>

7. 日本・インド包括的経済連協定が発効

8月1日、「日本国とインドとの包括的経済連携協定」が発効しました。

○農林水産品の主要な品目（日本側）（ ）内は現行関税率（*は一般特惠関税）

ドリアン(2.5%*)、アスパラガス(3%)は即時関税撤廃

とうがらし(生鮮・冷蔵)(3%)、スイートコーン(生鮮・冷蔵)(6%)は7年間で関税撤廃

カレー(3.6%*)、紅茶(3kg超・飲用)(2.5%*)は10年間で関税撤廃

えび(1-2%)は即時関税撤廃

冷凍たこ(5%*)は7年間で関税撤廃

えび調整品(3.2*-5.3%)及びくらげ(7%)は10年間で関税撤廃

*一般特惠関税：開発途上国の支援を目的として、輸入の際の関税率を引き下げるもの。

8. 第74回 JECFA（6月14～23日、ローマ）

・アルミニウム含有食品添加物：PTWI 1mg/kg 体重を取り下げ、PTWI を 2mg/kg 体重に。

・ガムロジングリセロールエステル（GEGR）及びウッドロジングリセロールエステル（GEWR）のグループ ADI を取り下げ、暫定グループ ADI を 0-12.5mg/kg に設定。

*日本ではいずれも未指定です。ウッドロジングリセリンエステルは内閣府食品安全委員会の添加物専門調査会で健康影響評価が実施されていましたが、指定要請が取り下げられました。（これらは、輸入乳化香料の添加物に使用されている可能性があります。）

・サンセットイエローFCF（食用黄色5号）の ADI を引き下げました。

0～4mg/kg 体重/日 ⇒ 0～2.5mg/kg 体重/日

・キノリンイエロー（未指定）の ADI を引き下げました。

0～10mg/kg 体重/日 ⇒ 0～5mg/kg 体重/日（暫定）

9. ステビオール配糖体が年内に EU で使用許可の見通し

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/jul/steviolglycosides>

10. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例（2011年7月）特筆すべき事例のみ紹介します。
- ・伊藤忠商事株式会社及び株式会社ノースイが韓国から輸入した「冷凍むき身かき」の命令検査で、「下痢性介毒 0.1MU/g 検出」により、廃棄、積み戻し等が指示されました。
 - ・阪和興業株式会社、双日株式会社、双日食料株式会社、兼松株式会社等がベトナムから輸入した「冷凍養殖むき身えび」、「冷凍むき身えび」、「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）」等の命令検査で、エンロフロキサシン：0.01～0.04ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。
 - ・マツリ・コマーシャル株式会社がタイから輸入した「乾燥とうがらし」の自主検査で、放射線照射の検知による製造、加工及び調理基準不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。

（作成：2011年8月3日）